

〇つくば・地域連携推進室規程

平成20年2月28日
法人規程第3号

改正 平成20年法人規程第23号
平成21年法人規程第30号
平成22年法人規程第28号
平成25年法人規程第51号
平成28年法人規程第40号

つくば・地域連携推進室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するつくば・地域連携推進室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 つくば・地域連携推進室は、地域連携を担当する副学長の下、国立大学法人筑波大学と地域社会との連携協力（以下この条において「地域連携」という。）に関する業務を総括し、関係組織との密接な連携を確保するとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域連携戦略の企画及び推進に関すること。
- (2) つくばエコシティ構想の推進に関すること。
- (3) 筑波研究学園都市交流協議会との連絡調整に関すること。
- (4) つくばグローバル・イノベーション推進機構との連携協力に関すること。
- (5) 地域連携に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 地域連携の業務に関し、連絡調整すること。

(組織)

第3条 つくば・地域連携推進室は、学長が指名する室員で組織する。

(室長)

第4条 つくば・地域連携推進室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。
2 室長は、つくば・地域連携推進室の業務を総括する。

(室員の任期等)

第5条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(意見の聴取)

第6条 つくば・地域連携推進室は、必要があると認めた場合は、室員以外の者の出席を求め、

その意見を聴くことができる。

(つくばエコシティ推進グループ)

第7条 つくば・地域連携推進室に、つくばエコシティ構想の推進に関する事項を担当させるため、つくばエコシティ推進グループ（以下この条において「グループ」という。）を置く。

2 グループは、次に掲げる者で組織する。

(1) 室長が室員のうちから指名する者 1人

(2) その他室長が指名する者

3 グループにグループ長を置き、前項第1号の構成員をもって充てる。

(事務)

第8条 つくば・地域連携推進室の事務は、関連する部等の協力を得て総務部総務課が処理する。

附 則

1 この法人規程は、平成20年2月28日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学地域連携室規程（平成18年法人規程第47号）は、廃止する。

附 則（平20.3.27法人規程23号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.4.30法人規程30号）

この法人規程は、平成21年4月30日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学つくば・地域連携推進室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平22.5.12法人規程28号）

1 この法人規程は、平成22年5月12日から施行し、改正後のつくば・地域連携推進室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

2 つくばエコシティ推進グループの取扱いについて（平成20年2月28日副学長決定）は、廃止する。

附 則（平25.3.28法人規程51号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程40号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。